

<参考資料>

地すべり対策工事の実施に当たり、アンカーアーの施工が著しく粗雑となっていたため工事の目的を達していないもの

Page1

(212) 地すべり対策事業の実施に当たり、**アンカーアーの施工が著しく粗雑となっていたため工事の目的を達していないもの**

会計名及び科目	一般会計（組合）国土交通省（項）河川等災害関連事業費 〔平成11年度は、 （組織）建設本省（項）河川等災害関連事業費〕
部局等の名称	山梨県
補助の根拠	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
補助事業者（事業主体）	山梨県
補助事業	藤尾緊急地すべり対策事業
補助事業の概要	地すべりを抑止するため、平成11、12両年度にアンカーアー、受圧板工事を施工するもの
事業費	152,250,000円
上記に対する国庫補助金交付額	101,500,000円
不当と認める事業費	112,333,000円
不当と認める国庫補助金交付額	74,888,666円

1 補助事業の概要

この補助事業は、山梨県が、緊急地すべり対策事業の一環として、北都留郡上野原町西原字藤尾地内において斜面（斜面長約100m、幅約50m）の地すべりを抑止するため、平成11、12両年度にアンカーアー及び受圧板工事を工事費152,250,000円（国庫補助金101,500,000円）で実施したものである。

アンカーアー及び受圧板工事は、定着部、引張部及びアンカーヘッドからなるアンカーアーを地山の中に設置して受圧板に固定し、地すべりの力に対して定着部と地山との摩擦抵抗により、地すべり抑止効果を発現しようとするものである。

本件アンカーアーにおいては、設計計算書によれば、地すべりの力に対して、斜面の横幅1mあたり79.9tの抑止力が必要であることから、85本のアンカーアー（長さ18.0m～27.5m、うち定着部6m）を4段に配設し、1本あたりのアンカーアーが負担する抵抗力（以下「設計抵抗力」という）を50.5tとしている（参考図参照）。

Page2

Page2

これらのアンカーアーについては、設計図書等によると次のように施工することとしていた。

① 先端に削孔ビットを取り付けた二重管方式の削孔機により、内管を通して先端に給水しながら、地山に径13.5cm、長さ18.0mから27.5mの孔を削孔する。

② 孔内のスライム（削孔する際発生する土砂と水が混じったもの）を除去するために、内管の先端から水を注入し、排水される泥水が清水となるまで洗浄する。

③ 内管を引き抜いた後、定着部に注入するグラウト材の注入力を高めるとともに所定の定着長を確保するための布袋（以下「パッカー」という）を設けた引張り鋼材（P.C.鋼より線）等を挿入する。

④ 外管を引き抜く際に孔壁が崩落するのを防ぐため、グラウト材の予備注入を行った後、外管をパッカーの位置まで引き抜き、直後にパッカー、定着部の順にグラウト材を本注入し、引張り鋼材の定着部を地山に定着させる。

⑤ グラウト材が硬化した後、全本数についてアンカーヘッド部に油圧ジャッキにより引張力を加えて施工管理のための試験を実施し、設計抵抗力に対する安全性などを確認した上、アンカーヘッド部を受圧板に定着具で固定する。

2 検査の結果

工事の施工管理記録等を検査したところ、**主記の試験に使用した油圧ジャッキの圧力計の表示に疑義があり、施工されたアンカーアーが設計どおりの抵抗力を有しているかどうかの確認ができなかったので、85本のアンカーアーすべてについて、設計抵抗力に対する引抜き抵抗力を確認するために引張力を加えて試験を実施した**。その結果、85本のアンカーアーが設計どおりの抵抗力を有しておらず、その平均の引抜き抵抗力は31.7tと設計抵抗力の50.5tに比べて著しく低いものとなっていた。また、施工の実態について検査したところ、グラウト材の予備注入を実施せずに外管を引き抜いていたり、外管の引抜き直後にグラウト材を本注入しないなどしておらず、このため、アンカーアーの地山への定着が十分でなかった。

そこで、アンカーアーの引抜き抵抗力に基づいて斜面の横幅1m当たりの抑止力を計算すると61.7tとなって前記の必要な抑止力79.9tを著しく下回ることから、本件アンカーアー及びこれで地山に固定されている受圧板は、地すべり抑止効果を十分発現できないものとなっていた。

このような事態が生じていたのは、アンカーアーの施工が著しく粗雑であったのに、これに対する同県の監督及び検査が十分でなかったことによると言認められる。

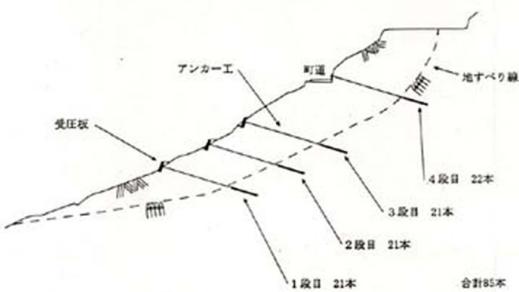
したがって、本件アンカーアー及び受圧板工事（工事費相当額112,333,000円）は、アンカーアー

Page3

の施工が著しく粗雑となっていたため、地すべり抑止効果が十分に発現できない状況となっていた、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額74,888,666円が不当と認められる。

（参考図）

施工箇所概念図



アンカーアー概念図

